


所管部課	福祉部 生活福祉課	部長	吉 沢 寿 子		
件 名	東大和市中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則の一部を 改正する規則について		区分	<input type="radio"/>	
			1 審議事項		2 報告事項
関 係 事 項	条例 規則				
	部課 機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>平成26年7月1日の生活保護法の改正に伴い、文言変更等が生じたため、所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>第2条 委任事務の整理。</p> <p>第6条 生活保護法の改正による項ずれ対応。</p> <p>第8条 生活保護法第29条の改正による文言変更。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>平成26年7月1日から施行する。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>規則の案文は、文書課において審査済。</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議報告後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。